

特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 小野 尚純 様 あて名 〒105-0003 日本国東京都港区西新橋三丁目5番2号 西新橋第一法規ビル		PCT 国際調査機関の見解書 （法施行規則第40条の2） [PCT規則43の2.1]	
		発送日 （日.月.年） 11.09.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 F-310-TSK-WW		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2018/026905	国際出願日 （日.月.年） 18.07.2018	優先日 （日.月.年） 10.08.2017	
国際特許分類（IPC） Int.Cl. B65D1/02(2006.01)i, B65D65/42(2006.01)i			
出願人（氏名又は名称） 東洋製罐株式会社			

1. この見解書は次の内容を含む。 <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見 2. 今後の手続 国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。 この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。 さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。
--

見解書を作成した日 24.08.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁（ISA/JP） 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官（権限のある職員） 長谷川 一郎 電話番号 03-3581-1101 内線 3361	
		3N	1142

第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
 - 出願時の言語による国際出願
 - 出願時の言語から国際調査のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2. この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
 - a. 出願時における国際出願の一部を構成する配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
 - 紙形式又はイメージファイル形式
 - b. 国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
 - c. 国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
 - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
 - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4. さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	1-6	有
	請求項		無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-6	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-6	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1 : JP 2010-189052 A (東洋製罐株式会社) 2010.09.02,
段落[0010], [0025], [0029], [0040]
(ファミリーなし)

文献2 : JP 2014-231231 A (東洋製罐株式会社) 2014.12.11,
段落[0009], [0011], [0026]-[0042]
& US 2016/0039557 A1, 段落[0012], [0017], [0044]-[0072]
& WO 2014/175378 A1 & EP 2990176 A1 & CN 105142879 A

請求項1-3に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告書において引用された文献1より進歩性を有しない。

文献1には、低密度ポリエチレン製の滑剤フリーの最内面層を有する、内部に流体を吹き込んでボトル形成される(例えば、段落[0040]参照)多層プラスチック容器であって、最内面層の平均表面粗さRaが0.3µm以下で、パリソン出口部のコアにフッ素等の滑り性を向上するコーティングを施して形成された多層プラスチック容器が記載されている。

請求項1-3に係る発明は、オレフィン系樹脂の内面において、標準油として中鎖脂肪酸トリグリセリドを使用し、23℃に保持された該標準油を0.8µL滴下したとき、滴下された油滴の長径の長さで定義される油滴拡散性が5.0mm以上であり、前記油滴の長径/短径比が1.000~1.010の範囲にあり、前記オレフィン系樹脂により形成されている内面は、算術平均高さSa及び二乗平均平方根高さSqが何れも1.5µm以下の平滑面となっているのに対し、文献1に記載された発明ではそのような構成を有しているか不明な点で一応相違する。

補充欄に続く

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

<第V欄 2. の続き>

上記一応の相違点について検討する。

文献1に記載された発明のフッ素等のコーティングとは、滑り性を向上させるために設けたもの（例えば、段落[0029]参照）であるから、そのコーティングをポリマーコートとすることは当業者であれば適宜選択し得る設計的な事項である。そうすると、文献1に記載された発明は、最内面層として滑剤フリーの低密度ポリエチレンを採用し、最内面層の平均表面粗さ R_a を $0.3\mu\text{m}$ 以下とし、滑り性を向上させるためにパリソンの出口部分のコアにフッ素等のコーティングを施しているものといえる。

本願明細書の段落[0050]－[0054]、[表1]を参酌すると、内層形成用樹脂として低密度ポリエチレン（滑剤なし）を供給し、熔融パリソンの出口部分にポリマーコートを施したコアを用いてダイレクトブロー成形を行うことにより、オレフィン系樹脂の内面において、標準油として中鎖脂肪酸トリグリセリドを使用し、 23°C に保持された該標準油を $0.8\mu\text{L}$ 滴下したとき、滴下された油滴の長径の長さで定義される油滴拡散性が 5.0mm 以上であり、前記油滴の長径/短径比が $1.000\sim 1.010$ の範囲にあり、前記オレフィン系樹脂により形成されている内面は、算術平均高さ S_a 及び二乗平均平方根高さ S_q が何れも $1.5\mu\text{m}$ 以下の平滑面となっているブロー成形容器が形成されるものといえる。

文献1に記載された発明は、請求項1－3に係る発明のブロー成形容器を製造する工程と同様の上記製造工程を有する。したがって、その上記製造工程によりブロー容器を成形することは、当業者であれば容易になし得ることであり、当該ブロー容器は上記相違点に係る構成を備えているといえる。なお、文献1に記載された発明は、最内面層の平均表面粗さ R_a が $0.3\mu\text{m}$ 以下であるから、算術平均高さ S_a が $1.5\mu\text{m}$ 以下となるように構成することは当業者が容易になし得る設計的な事項でもある。

請求項4－6に係る発明は、国際調査報告で引用された文献に対して新規性を有する。しかしながら、国際調査報告で引用された文献1－2より進歩性を有しない。

文献2には、容器の内面には、内容物の充填に先立って液層3が形成され（例えば、段落[0027]－[0028]参照）、低密度ポリエチレンの最内面層に形成された液層3の量が $0.5\text{g}/\text{m}^2$ 以上 $10\text{g}/\text{m}^2$ 以下の範囲で、液層3が食用油脂であるダイレクトブロー容器が記載されている。

文献1に記載された発明と文献2に記載された発明とは、いずれも多層のブロー容器という同一の技術分野に属し、内容物に対する滑り性を高めるという共通の課題を有する。

したがって、文献1に記載された発明に文献2に記載された発明を適用し、請求項4－6に係る発明のようにすることは当業者であれば容易に想到し得たことである。